●香川県告示第68号

森林法（昭和26年法律第２４９号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和７年３月25日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　解除に係る保安林の所在場所

さぬき市前山字通谷2574番38から2574番40まで

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため